

高山右近列聖運動シンボルマークの使用について

「高山右近列聖運動シンボルマーク」（商標登録出願中）の使用についてお知らせします。「高山右近列聖運動シンボルマーク」の使用を希望する場合、カトリック中央協議会 HP から「高山右近列聖運動シンボルマーク著作権物使用許諾申請書」をダウンロードし、必要事項を記入、押印し、郵送にて申請して下さい。使用者は、本会の発行する許諾書を受け取ることにより、許諾した範囲内で使用することができます。

1. 収益を目的としない使用について

- ・ 収益を目的としない使用であるかは本会が判断します。 教会内で使用する場合であっても、物品や旅行の販売は、原則として、下記の「収益を目的とする使用」に該当します。
- ・ 使用者は「高山右近列聖運動シンボルマーク」を使用した物を一部、提出して下さい。

2. 収益を目的とする使用について

収益を目的とした使用については、¥3,240（税込）の許諾書発行手数料をお支払下さい。
加えて、商品、サービスの内容により、以下の使用料をご負担いただく場合がございます。

① 物品販売

- ・ 許諾された使用料として、シンボルマークを使用した製品の販売価格に2%を乗じて得られた金額をお支払い下さい。※ 使用料＝販売価格（1個あたり）×製造予定数×2%
- ・ 使用者は「高山右近列聖運動シンボルマーク」を使用した製品の見本を提出して下さい。（写真でも可）

② 旅行

- ・ シンボルマークを使用する旅行会社、個人等が直接、申請して下さい。
- ・ 許諾された使用料として、シンボルマークを使用した旅行の販売価格に2%を乗じて得られた金額をお支払下さい。※ 使用料＝販売価格（1人あたり）×催行予定人数×2%
- ・ 旅行を複数回予定する場合、当協議会との間で「年間の商標使用に関する契約書」を結ぶことができます。契約条件等の詳細については、個別に協議致しますので、お申し出下さい。
- ・ 使用者は「高山右近列聖運動シンボルマーク」を使用した物を一部、提出して下さい。

【申請・お問合せ先】日本カトリック司教協議会・列聖推進委員会（事務担当：寺村淳子）

電話：03-5632-4445（祝・土日除く）

住所：〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10

電子メール：pcb01@cbcj.catholic.jp

2016年3月15日
カトリック中央協議会

高山右近列聖運動シンボルマークの使用許諾の基準について

1	申請不要 (無料)	・ 日本カトリック司教協議会
2	申請必要 (無料)	・ 教区、小教区内のお知らせ、教会報 ・ 教区、小教区内のHP ・ 教区、小教区行事等のパンフレット、式次第 ※ 教区報に掲載する旅行や物品等の宣伝、広告は、 3の申請必要(許諾手数料3,240円のみ)に該当する。
3	申請必要 (許諾手数料3,240 円のみ)	教区、小教区内で販売する物品、サービス ・ 列聖運動のためにバザー等で販売するもの ・ 教会主催で行う演劇、演奏会等のパンフレット等 ※ 教区、小教区が、物品の製造を事業者に発注する場合は これに該当する
4	申請必要 (許諾手数料3,240 円+使用料2%)	事業者が収益を目的として販売する製品、サービス ・ 文房具、土産物等を製造、販売 ・ 演劇、演奏会等 ※ 使用料=販売価格(1個あたり)×製造予定数×2% ※ 使用料=販売価格(1人あたり)×催行予定人数×2% 数量は実際に販売した販売数や旅行参加者数ではなく、販売 する予定の製造数、催行定員で数える。
5	申請必要 (契約・ 年間15万円)	年間で使用を認める場合 ・ 旅行会社 ※ キリスト教系出版社との間で年間契約は締結しない。 「4申請必要(許諾手数料3,240円+使用料2%)」として、 個別案件ごとに申請してもらおう。